

琴平町国土強靱化地域計画

令和2年9月25日

琴 平 町

目次

I	国土強靱化とは	1
II	国土強靱化地域計画の策定趣旨	1
III	計画の位置付け	1
IV	計画の基本的な考え方	2
	1 基本的な方針	2
	2 計画の基本目標	2
	3 計画策定の手順	2
	4 計画期間	2
V	脆弱性評価	3
	1 事前の備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3
	2 評価の実施手順	4
	3 脆弱性評価結果	4
VI	琴平町の国土強靱化の推進方針	4
	1 琴平町国土強靱化に向けた施策の分野	4
	2 施策分野ごとの琴平町国土強靱化の推進方針	4
	3 その他	17
VII	計画の推進	18
	PDCAサイクルによる計画の着実な推進	18
	重要業績評価指標（KPI）	19
	添付資料1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果	
	添付資料2 施策分野ごとの推進方針	

I 国土強靱化とは

大地震や大規模な風水害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しではなく、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、私たちの国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築すること。

II 国土強靱化地域計画の策定趣旨

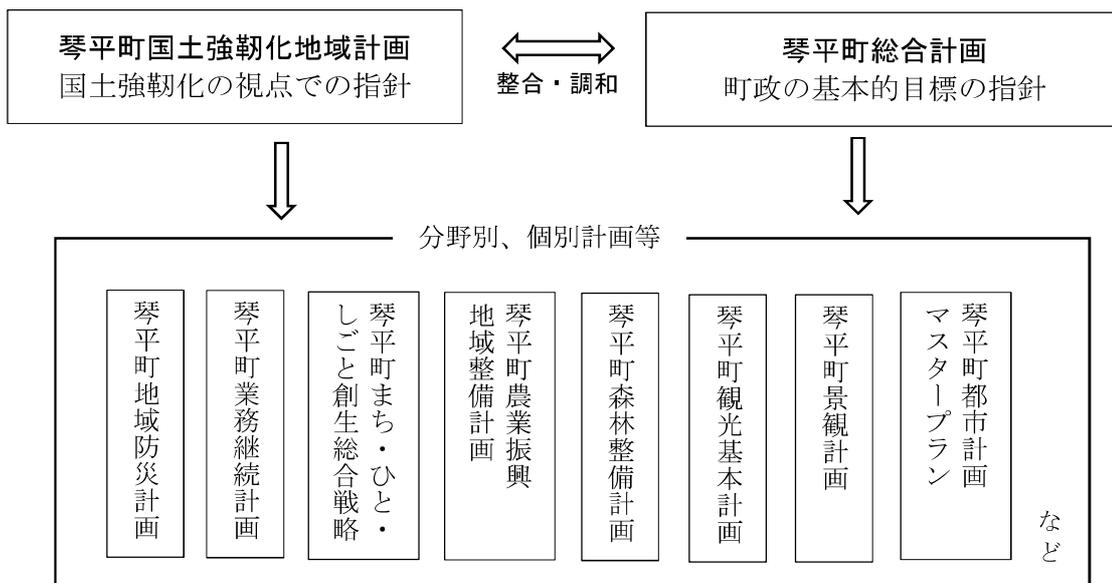
国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の充実に資するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定した。また、香川県においても平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

琴平町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、本町の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、大規模災害時に明らかになった「公助の限界」の教訓を踏まえ、行政のみならず、町民、民間事業者、NPOなど（以下「事業者」という。）の関係者相互の適切な連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定する。

III 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、琴平町総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、琴平町地域防災計画をはじめとする本町の各分野別計画の国土強靱化施策の強化を推進する上での指針となるものである。

琴平町国土強靱化地域計画の位置付けイメージ



IV 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

本計画の策定に当たり、まず、本町における想定リスクを「南海トラフを震源とした最大クラスの地震」と「大規模な風水害」に設定し、庁内各部署横断的に、これらの想定リスクの要因の対応に向けた取り組みを総合的に推進する。

2 計画の基本目標

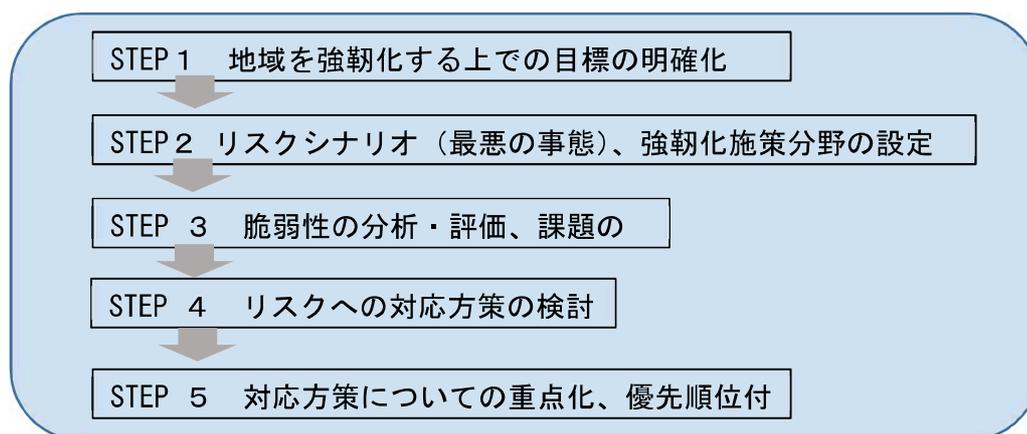
国の基本目標を踏まえ、

- (1) 町民の命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

ことを基本とする。

3 計画策定の手順

図に示す5つのステップにより本計画を策定することとする。



4 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とする令和4年度までの3年間を計画期間とする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

V 脆弱性評価

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定した上で行うこととされており、国基本計画及び県地域計画との連携を図りながら、本町の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」とそれに対応する27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
①町民の命を守る ②町と地域社会の重要な機能を維持する ③町民の財産と公共施設の被害を最小化する ④迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限はかられる。	1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者等の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者等の発生
		1-3 大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期間の市街地等の浸水
		1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。	2-1 町内での食料・飲料水等や生命に関わる物資の供給の長期停滞
		2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-6 町内における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 情報・通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態の発生
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期回復を図る。	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止等
		6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による道路啓開や復旧・復興が、大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 地盤沈下等による長期の浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 評価の実施手順

設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現状ではどこに問題があり、どのような取組が必要かについて、分析・評価を行い、大規模自然災害等に対する本町の脆弱性の把握を行った。

3 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は、添付資料1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価のポイントは以下のとおりである。

- (1) ハード整備とソフト対策の適切な組合せが必要
- (2) 代替性・冗長性等の確保が必要
- (3) 部局の横断的な取組と国、県、事業者、町民等との連携が必要

VI 琴平町の国土強靱化の推進方針

1 琴平町国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価の結果を踏まえ、以下の11の個別施策分野と4の横断的分野とする。

(個別施策分野)

- Ⓐ行政機能／警察・消防等、Ⓑ住宅・都市、Ⓒ保健医療・福祉、Ⓓエネルギー、
- Ⓔ情報通信、Ⓕ産業、Ⓖ交通・物流、Ⓗ農林水産、Ⓘ国土保全、⓷環境、
- Ⓚ土地利用

(横断的分野)

- ①地域防災力の強化、②老朽化対策、③新技術対策、④広域連携

2 施策分野ごとの琴平町国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、Ⓐ～Ⓚの記号に振り分けた施策分野ごとに、施策の実効性等を確保できるよう、施策を推進する主体を、町民、事業者、行政の3区分に分けた上で、推進方針を添付資料2のとおり定めた。

これらの施策分野ごとの推進方針を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に当てはめたものは次のとおりである。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1	住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者等の発生
①-1	発災時、応急対策活動拠点の本庁舎及び代替施設、公共施設の耐震性の確保を図る。 【行政】
①-6	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
①-7	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
①-8	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
①-16	消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化と消防体制の整備に努める。 【町民、事業者、行政】
①-17	県消防相互応援協定に基づく相互応援体制の整備と緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
①-18	地震火災への適切かつ効果的な消防活動のため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を整備する。【行政】
②-1	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。なお、学校施設の外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者、行政】
②-2	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
②-3	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
②-4	文化財の所有者・管理者への防災意識の啓発と町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検により保存に努める。【町民、行政】
②-10	各家庭への初期消火用具の普及及び自主防災組織等が初期消火活動を積極的に行うよう、誘導育成に努める。【町民、事業者、行政】
②-11	消防機関の指導の下、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民、事業者、行政】
②-12	市街地の中心部では、防災上特に重要な地区の指定、建築材料及び構造等の制限、不良住宅地の改良促進により、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民、行政】
②-13	街路、公園緑地等の整備により、火災の延焼防止と避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
②-14	所有者の意向を踏まえつつ、老朽空き家の除却の支援や適正な管理助言等の対策を推進する。【町民、行政】
②-26	帰宅困難者等を含めた避難所の運営体制の整備と観光客が帰宅困難になった場合に備えホテル等宿泊施設への避難等について検討する。【事業者、行政】
③-6	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
③-7	道路ネットワークの安全性・信頼性のため、橋梁の長寿命化計画の策定、予防的な修繕及び計画的な架け替え、主要道路の代替路を確保するための道路整備などにより、複数ルートの確保を図る。【行政】
④-2	大規模火災リスクの高い危険な住宅密集地の改善整備は、施設そのものに対する被害防止と避難地等の整備や土地利用の規制・誘導により、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【町民、行政】
④-1	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者等の発生
㉑-4	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㉑-1 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。なお、学校施設の外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者、行政】
㉑-2 〈再掲〉	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
㉑-3 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
㉑-5	要配慮者施設等の特性、地域の特性を考慮した避難計画の作成と関係職員への周知及び訓練等の実施等、避難体制の確保を図る。【事業者、行政】
㉑-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1-3	大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生
㉑-6 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉑-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉑-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉑-11	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㉑-1	決壊時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民に周知徹底して町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
㉑-2	ため池の決壊等を未然に防止するため、計画的な耐震診断・整備による安全性の確保と農業用水の確保を図る。【事業者、行政】
㉑-3	防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
㉑-4	農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進し、農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図る。【町民、事業者、行政】
㉑-7	地域に根差した植林の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民、行政】
㉑-8	地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動により、森林が有する多面的機能の発揮を図る。【町民、行政】
㉑-9	県、関係団体との連携した森林整備、治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
㉑-7	土石流、急傾斜地崩壊、地滑り等の山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
㉑-8	土石流等、山地災害の危険区域付近の住民に、異常兆候を早期に発見することに留意する旨の啓発や避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等の設定等、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】
㉑-9	斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援して、土砂災害から町民の生命や財産を守る。【町民、行政】

1-3 大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生	
①-10	土石流危険渓流のうち、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力をを行う。【町民、行政】
①-11	急傾斜地崩壊危険個所のうち小規模なものは、危険度や地元要望等を勘察し、町が崩壊防止対策工事を行い、大規模なものは、危険度に応じ、災害の未然防止のため、県への崩壊防止工事の要望、事業に対しての協力をを行う。【行政】
①-12	地すべり危険個所は、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、県に地滑り防止工事の要望、事業に対しての協力をを行う。【行政】
①-13	山地災害危険地は、災害の未然防止のため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】
㊦-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

1-4 異常気象等による広域かつ長期間の市街地等の浸水	
㊦-11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
①-2	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
①-4	想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定・周知による住民の避難体制確立と排水機場等の排水施設の整備を行い、町民の洪水・内水から円滑な避難を確保する【町民、行政】
①-5	浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定め、住民に周知する。【町民、行政】
①-6	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
㊦-3 〈再掲〉	災害情報の収集、伝達の迅速化のため、既存のシステム等を活用した情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】
㊦-29	災害時に観光客等の帰宅支援を円滑に行うため、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㊦-6	災害時における情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】
㊦-14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㊦-1	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報の収集・伝達業務の担い手となる職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
㊦-2	情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
㊦-7	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1	町内での食料・飲料水等、生命に関わる物資の供給の長期停滞
①-10	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
①-15	地下水の適正かつ合理的な利用促進のため、関係団体と連携する自主規制等により、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用促進のため、再生水等の供給環境の整備と住民への普及・啓発を図る。【町民、事業者、行政】
①-16	災害時に活用可能な井戸の確保と普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するための水質検査等の体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
①-17	事業団と連携した水道施設の老朽化対策の推進、応急給水・応急復旧体制の整備、広域的な応援体制の強化等の体制整備を行う。【事業者、行政】
①-21	防災の基本である「自らの命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等の準備に努める。【町民、事業者、行政】
①-22	災害時に提供可能な食料（食物アレルギーへの対応を含む）や飲料水等の在庫状況の確認と関係業界との協定締結等、調達の確保を図る。【事業者、行政】
①-23	食料や飲料水の確保（備蓄）目標を設定し、備蓄に努める。また、関係業界等との協定締結等により、調達の確保を図る。【事業者、行政】
②-1	関係機関の協力を得た地域医療体制の構築、他地域からの医療協力受けのため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等の調整・整備を行う。【事業者、行政】
②-2	多数の避難者に備え、避難所やトイレ、簡易ベットなどの資器材等の確保と救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者、行政】
③-4	災害時、事業者等がガイドラインに沿って円滑に燃料等の仮貯蔵・取扱ができるよう、消防関係機関に周知を行う。【事業者、行政】
④-1	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
④-2	物資の円滑な緊急輸送のため、輸送業者等との協定締結、物資輸送訓練の実施等、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
④-3	避難所への円滑な物資供給のため、プッシュ型・プル型支援に関する情報収集体制、県等への要請のための連絡、通報体制等の体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
④-4	物資の緊急輸送体制、救急・救命体制、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
⑤-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

2-2	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
①-4 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
①-5	計画的な職員の災害対応訓練の実施、自主防災組織・自治会の実施する防災訓練等の内容充実及び町民の様々な訓練への参加を促進する。【町民、事業者、行政】
①-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
①-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
①-11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
①-12	県防災情報共有システム等を活用し、県、他市町との情報の一元化と災害対応業務の標準化、町内外からの複数の情報収集手段の確保を図る。【町民、事業者、行政】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	
㉑-13	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉑-14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉑-15	災害時の広域応援や受援のため、緊急消防援助隊の訓練に参加して、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
㉑-17	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㉑-20	自衛隊への迅速な派遣要請のため、要請手順等を県、自衛隊と明確に規定する。また、派遣要請に関する事項等を要請前に連絡・調整できる体制を整備する。【行政】
㉒-30	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㉒-31	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】
㉓-6 〈再掲〉	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】
㉔-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
㉑-2	防災拠点施設に非常用電源等の設備整備に努める。また、非常用電源の運転に必要な燃料供給等について事業者との協定締結等、調達確保を図る。【事業者、行政】
㉒-5	病院等の施設・設備の充実、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㉒-8	社会福祉施設等は、県・町・ボランティア団体等との連携協力体制を整備し、施設等における防災資器材、非常用発電機等の整備に努める。【町民、事業者、行政】
㉓-6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉓-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者等への水・食料等の供給不足	
㉑-3	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（BCP）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
㉒-24	「災害発生時にはむやみに行動はしない。」という基本原則の周知徹底、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認等、必要な啓発を行う。【町民、事業者、行政】
㉒-25	事業所等に、一斉帰宅による混乱防止のため、従業員、顧客及び観光客の一定期間の滞在、食料・水・毛布等の備蓄促進等の必要性の啓発を行う。【事業者、行政】
㉒-26 〈再掲〉	帰宅困難者等を含めた避難所の運営体制の整備と観光客が帰宅困難になった場合に備えホテル等宿泊施設への避難等について検討する。【事業者、行政】
㉒-27	災害時の徒歩帰宅者に対する食料や飲料水の支援を行うため、協定事業者に対して、必要物資の提供を求める。【事業者、行政】
㉒-28	公共交通機関の運行状況、道路復旧状況等、帰宅に必要な情報を、インターネット、報道機関による広報等により、迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㉓-1 〈再掲〉	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者等への水・食料等の供給不足	
㉔-8	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険箇所については防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】

2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	
㉔-6 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉔-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉔-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉔-1 〈再掲〉	関係機関の協力を得た地域医療体制の構築、他地域からの医療協力受けのため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等の調整・整備を行う。【事業者、行政】
㉔-3	災害派遣医療チーム（DMAT）、医薬品や医療資器材の円滑な受け入れのため、緊急輸送道路の道路施設の耐震補強、道路啓開のための人員、応急復旧資器材の確保等、医師、医薬品、医療資器材等の輸送・供給体制を構築する。【事業者、行政】
㉔-4	日本医師会災害医療チーム（JMAT）等が避難所、救護所等で円滑に医療・保健衛生活動ができる体制を整備する。【事業者、行政】
㉔-5 〈再掲〉	病院等の施設・設備の充実、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㉔-6	病院等に耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供と啓発や相談体制の整備等を通じ、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】
㉔-7	社会福祉施設等と日頃から密接に連携を行い、災害時の被災者の救出や受入れの調整が迅速に行える体制整備に努める。【事業者、行政】
㉔-8 〈再掲〉	社会福祉施設等は、県・町・ボランティア団体等との連携協力体制を整備し、施設等における防災資器材、非常用発電機等の整備に努める。 【町民、事業者、行政】

2-6 町内における疫病・感染症等の大規模発生	
㉔-6 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉔-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉔-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉔-9	感染症の発生・まん延防止のため、迅速かつ的確に情報収集と中讃保健所と連携した臨時予防接種の体制準備、早期治療のための医療供給体制を整備する。 町内、中讃管内での対応が困難な場合に備え、県、他県等への協力、支援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下
㉑-1 〈再掲〉	応急対策活動拠点の本庁舎及び代替施設や公共施設の耐震性の確保を図る。【行政】
㉑-2 〈再掲〉	防災拠点施設に非常用電源等の設備整備に努める。また、非常用電源の運転に必要な燃料供給等について事業者との協定締結等、調達確保を図る。【事業者、行政】
㉑-3 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（BCP）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
㉑-6 〈再掲〉	平時から関係機関相互の応援協定、自治体間の応援協定締結等、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㉑-7 〈再掲〉	遠隔地の自治体との協定等、相互応援体制の整備を図る。【行政】
㉑-8 〈再掲〉	応援・受援計画の策定と応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㉑-13 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉒-1 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。なお、学校施設の外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者、行政】
㉒-2 〈再掲〉	公共施設等の計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
㉒-9	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と必要に応じて施設補強、補修等を行う。また、食料、飲料水等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資器材の確保などに努め、避難所等の機能強化を図る。【行政】
㉓-3	大規模災害時に災害対応従事車両等へ優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
㉔-6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉕-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】 考慮して整備する。【行政】
㉕-2 〈再掲〉	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
㉕-10 〈再掲〉	土石流危険渓流のうち、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力をを行う。【町民、行政】
㉕-12 〈再掲〉	地すべり危険箇所は、危険度の高いところから、災害の未然防止のため、県に地すべり防止工事の要望、事業に対しての協力をを行う。【行政】
㉖-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

(4) 大規模自然災害発生後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	情報・通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態の発生
㉑-14 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉑-3 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
㉑-7	要配慮者のうち避難行動支援が必要な要配慮者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成、警察、消防機関、自主防災組織等との名簿の共有等、避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】
㉑-19	電力供給のため、送電設備等の耐震化、制御システムのセキュリティ確保、重要な送電線の2回線化等のバックアップ体制の整備、応急復旧体制の整備と応急復旧資器材の確保を図る。【事業者】
㉑-20	ガスの供給のため、設備の耐震性の強化充実、情報連絡体制や職員の動員体制の確立、応急復旧用資器材の準備等の体制整備を図る。【事業者】
㉑-29 〈再掲〉	観光客等の円滑な帰宅支援のため、安全な場所への避難誘導方法、公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㉑-1	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線等多様な手段の検討と整備、情報収集・伝達業務を担う職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
㉑-2	情報の伝わりにくい要配慮者への情報伝達のため、自主防災組織等、多様な主体の協力を得ながら、特性に応じた伝達手段等、伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
㉑-3	災害情報の収集、伝達の迅速化のための既存システム等を活用した情報通信体制の整備と耐震性の強化、情報通信設備維持に必要な電源確保のための自動起立の非常用発電機等の整備、住民の情報収集体制確立のための防災ラジオの普及促進に努める。【町民、行政】
㉑-4	町内居住、観光等での来町外国人への防災情報の提供のため、ハザードマップ等を通じた取組の実施と平時からの地域における外国人とのコミュニケーション支援等にも取り組む。【町民、行政】
㉑-5	強固な設備、地震に強く信頼性の高い通信設備の設計・設置、主要伝送路のループ構成等、バックアップ体制整備による災害時の通信確保と復旧のための要員及び資器材の確保による応急復旧体制を整備する。【事業者、行政】
㉑-6	災害時の情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】

(5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
㉒-10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㉒-2	町内の関係機関・団体と連携し、道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルート確保を図る。【事業者、行政】
㉒-3 〈再掲〉	大規模災害時、災害対応従事車両等に優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
㉒-1	商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能する支援及びBCP策定セミナー等の実施により、早期のBCP策定を促進する。【事業者、行政】

5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
㉔-6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
①-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等	
①-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
①-4	有害物質漏洩による環境汚染防止のため、取扱い事業者において、飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止の措置を講じる等、体制整備を図る。【事業者、行政】
㉕-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

5-3 食料等の安定供給の停滞	
㉖-22 〈再掲〉	災害時に提供可能な食料（食物アレルギーへの対応を含む）や飲料水等の在庫状況の確認と関係業界との協定締結等、調達の確保を図る。【事業者、行政】
㉑-2	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐震、輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】
㉔-2 〈再掲〉	物資の円滑な緊急輸送のため、輸送業者等との協定締結、物資輸送訓練の実施等、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
㉗-4	農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【町民、事業者、行政】
㉗-6	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】

(6) 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	
㉖-19 〈再掲〉	電力供給のため、送電設備等の耐震化、制御システムのセキュリティ確保、重要な送電線の2回線化等のバックアップ体制の整備、応急復旧体制の整備と応急復旧資器材の確保を図る。【事業者】
㉖-20 〈再掲〉	ガスの供給のため、設備の耐震性の強化充実、情報連絡体制や職員の動員体制の確立、応急復旧用資器材の準備等の体制整備を図る。【事業者】
④-1	長期間の電気供給停止時にも家庭、事業所での電気確保のため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」、「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」等、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【町民、事業者、行政】
㉕-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止等	
㉖-15 〈再掲〉	地下水の適正かつ合理的な利用促進のため、関係団体と連携する自主規制等により、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用促進のため、再生水等の供給環境を整備と住民への普及・啓発を図る。【町民、事業者、行政】

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止等	
⑬-17 〈再掲〉	事業団と連携した水道施設の老朽化対策の推進、応急給水・応急復旧体制の整備、広域的な応援体制の強化等の体制整備を行う。【事業者、行政】
⑬-18	下水道施設の耐震診断や改築更新時期等を考慮した計画的な耐震対策の実施や下水道BCPの策定推進、応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施のため、ストックマネジメント計画による適切な施設管理に努める。【行政】
⑭-6 〈再掲〉	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
⑰-5	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】
⑱-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
⑳-10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㉑-11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㉒-1 〈再掲〉	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資器材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
㉒-4 〈再掲〉	物資の緊急輸送体制、救急・救命、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
㉒-5	災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報を代替路確保の観点から、関係者間での緊密な共有を図る。【事業者、行政】
㉒-6 〈再掲〉	落橋、変形等が予測される道路施設の耐震補強工事等の計画・実施と建設する場合は耐震性を考慮した整備や電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㉒-7 〈再掲〉	橋梁の長寿命化計画の策定、予防的な修繕及び計画的な架け替え、主要道路の代替路を確保するための道路整備等により、複数ルートの確保を図る。【行政】
㉒-8 〈再掲〉	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険箇所については、防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
㉒-9	道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者、行政】

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生	
㉓-4 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㉓-13 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉓-14 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉓-18 〈再掲〉	地震火災への適切かつ効果的な消防活動のため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を整備する。【行政】
㉔-10 〈再掲〉	各家庭への初期消火用具の普及及び自主防災組織等が初期消火活動を積極的に行うよう、誘導育成に努める。【町民、事業者、行政】
㉔-11 〈再掲〉	消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民、事業者、行政】

7-1 市街地での大規模火災の発生	
㉑-12 〈再掲〉	市街地の中心部で防災上特に重要な地区の指定と建築材料、構造等の制限、市街地の不良住宅地の改良促進により、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民、行政】
㉑-13 〈再掲〉	街路、公園緑地等の整備により、火災の延焼防止と避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
㉑-30 〈再掲〉	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㉑-31 〈再掲〉	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】
㉒-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
㉑-14 〈再掲〉	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
㉑-1 〈再掲〉	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設は避難所等としての使用も勘案し、施設の耐震化を図る。なお、学校施設の外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者、行政】
㉑-3 〈再掲〉	住宅及び民間建築物の耐震化の促進を図る。特に、緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
㉑-14 〈再掲〉	所有者の意向を踏まえつつ、老朽空き家の除却の支援や適正な管理助言等の対策を推進する。【町民、行政】
㉑-3 〈再掲〉	災害情報の収集、伝達の迅速化のための既存システム等を活用した情報通信体制の整備と耐震性の強化、情報通信設備維持に必要な電源確保のための自動起立の非常用発電機等の整備、住民の情報収集体制確立のための防災ラジオの普及促進に努める。【町民、行政】
㉒-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7-3 ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生	
㉑-11 〈再掲〉	「減災」を基本理念として国、県、関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㉑-1 〈再掲〉	決壊時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民に周知徹底して町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
㉑-2 〈再掲〉	ため池の決壊等の未然に防止のため、計画的な耐震診断・整備による安全性の確保と農業用水の確保を図る。【事業者、行政】
㉑-3 〈再掲〉	防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
㉑-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
㉑-2 〈再掲〉	河川流域の被害軽減のため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
㉒-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

7-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大	
⑥-5	防災・減災力の強化を含め農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から地域住民の共同活動の支援、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行い、これらを通じた地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
⑥-7 〈再掲〉	地域に根差した植林の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民、行政】
⑥-8 〈再掲〉	地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動により、森林が有する多面的機能を発揮する。【町民、行政】
⑥-9 〈再掲〉	県、関係団体との連携した森林整備、治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
⑥-10	鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。【町民、行政】
①-8 〈再掲〉	土石流や山地災害等の危険区域付近の住民に、異常兆候を早期に発見することに留意する旨の啓発や避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等の設定等、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】
①-13 〈再掲〉	山地災害危険地は、災害の未然防止のため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
①-1	災害廃棄物の処理は、県等との情報共有により、町災害処理計画を被災の状況に応じて具体化し、早期に処理に着手する。また、有害物質の混入は処理に支障を及ぼすため、情報を事前に把握するよう努める。【事業者、行政】
①-2	処理計画の実効性向上のため、平時から処理の実務経験者や専門的な技術（知識・経験）者のリストアップ、研修会等により人材の育成を図る。【事業者、行政】
①-3	処理施設の耐震化による安全性の確保や応急復旧体制の構築、休耕地を含む仮置き場及び処分場の追加選定、広域応援体制の整備、広域処理を行う地域単位での連携等、災害処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者、行政】

8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態	
②-3 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（BCP）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
②-9	応急対策全般の対応力向上のため、平素から外部専門家の意見・支援を活用できる仕組みの構築、発災後の迅速な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保策等の体制整備に努める。【町民、事業者、行政】
②-10 〈再掲〉	発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における災害対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、担い手の確保を図る。【事業者、行政】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
③-3 〈再掲〉	発災後、直ちに実施すべき応急業務や非常時優先業務を適切に実施・継続するため、業務継続計画（BCP）を適宜見直し実効性の向上を図る。【行政】
③-4 〈再掲〉	消防が持つ救助車等の資器材の確保など体制整備と消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
㉑-13 〈再掲〉	地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㉑-21	避難地域では、空き巣や暴行・傷害行為等が発生する可能性があり、避難地域及び避難所等における防犯や安全確保の体制整備を図る。【行政】
㉒-4 〈再掲〉	文化財の所有者・管理者への防災意識の啓発と町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検により保存に努める。【町民、行政】
㉒-30 〈再掲〉	地域の円滑な防災対策推進のため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㉒-31 〈再掲〉	自主防災組織の育成推進、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資器材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。【町民、事業者、行政】
㉓-1	地域住民に対する防災意識の普及啓発、学校における防災教育の推進、県等が主催する防災・危機管理に関するリーダー育成研修などを通じた人材育成等により、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㉔-1 〈再掲〉	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】

8-4 地盤沈下等による長期の浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
㉑-10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる、建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㉒-1 〈再掲〉	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
㉒-4 〈再掲〉	想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定・周知による住民の避難体制を確立と排水機場等の排水施設の整備を行い、町民の洪水・内水から円滑な避難を確保する【町民、行政】
㉒-1	災害発生後の円滑な復旧・復興のため、土地の権利関係を明確にした現地復元力のある地籍図等の整理が必要不可欠であり、地籍調査事業を促進する。【町民、行政】
㉒-3	長期的視点での災害に強いまちづくり推進のため、地域防災計画との有機的な連携を図り、関係機関と連携した都市の防災機能の強化を図る。【町民、行政】

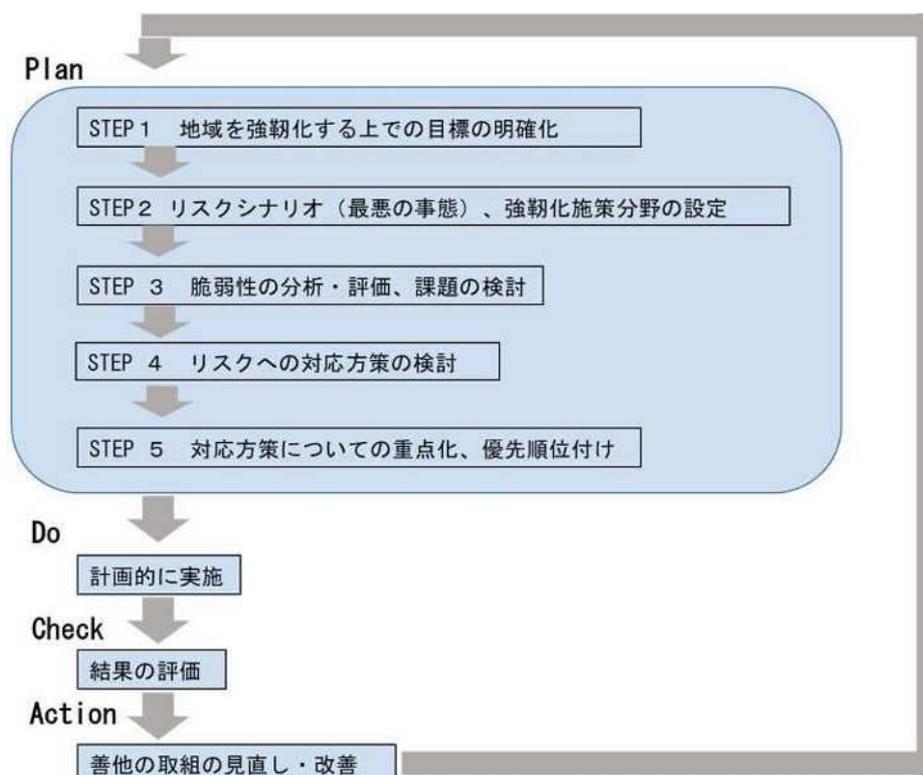
3 その他

消防防災施設、道路などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域防災計画などの定めるところにより、その充実・強化を図る。

Ⅶ 計画の推進

PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、可能なものについては、計画の達成度や進捗状況を把握するために重要業績評価指標（KPI）を設定することとし、重要業績評価指標を用いて、実施に係る問題点、国基本計画の修正内容を踏まえつつ、Plan（施策の最重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるPDCAサイクルによる点検、見直しを行っていく。



重要業績評価指標(KPI)

	指 標	現状(R2. 4)	目標(R4. 3)	リスクシナリオ
1	防災拠点となる公共施設(庁舎、避難所等)の耐震化率	0.95	—	1-1・2、2-2・5、3-1
2	防災訓練の参加人数(年間)	1,631人	2,000人	1-2、2-2、5-3、8-3
3	地区別防災計画の策定地区数(累計)	1地区	4地区	4-1、7-1・3
4	家具転倒防止対策促進事業補助件数(累計)	2件	8件	1-1
5	琴平町業務継続計画の策定	策定済	適切な改正	2-2・5、3-1、7-3、 8-2・3
6	防災士資格取得補助件数(累計)	6件	15件	2-2、7-1・3、8-3
7	住宅用太陽光発電システム設置事業補助件数(累計)	97	127	6-1
8	橋梁点検調査数(累計)	89	157	1-1・4、2-1・4、5-1・2・3、 6-3、7-2、8-1・2
9	橋梁補修数(累計)	8	13	
10	基幹道路整備率	1	1	
11	防災機能を持たせた公園施設数	対象施設なし	対象施設なし	1-1、7-1
12	町営住宅の長寿命化改善数(累計)	0戸	30戸	1-1、4-1、7-2
13	町営住宅建て替え及び用途廃止対象住宅除却数(累計)	4戸	34戸	
14	民間住宅の耐震診断件数(累計)	26	28(R2)	
15	民間住宅の耐震改修件数(累計)	7	9(R2)	
16	民間住宅の危険ブロック塀等除去数(累計)	7	22(R2)	1-1、7-2
17	老朽危険空家の除去数(累計)	2	11(R2)	
18	雨水幹線整備率(排水ポンプ、管渠等)	対象施設なし	対象施設なし	6-2 下水道管渠の耐震化の対象は 管渠径が700mm以上であり、 琴平町の下水道の管渠の径は 200mmであるため耐震化の対 象となる管渠はない。
19	下水道施設耐震化率(排水ポンプ、管渠等)	対象施設なし	対象施設なし	
20	下水道施設更新率(排水ポンプ、管渠等)	対象施設なし	対象施設なし	
21	合併処理浄化槽設置整備補助件数(累計)	464	539	
22	有害鳥獣による農業被害額	15,000円	15,000円	7-4
23	新規就農者数(累計)	0	1	
24	農村集落法人数	4	5	
25	地籍調査の進捗率	1.29km ²	2.3km ²	8-4
26	幼稚園、小学校等外壁改修率	0	1	1-1・2、3-1、7-2
27	耐震性防火水槽の整備件数(累計)	1	2	1-2、7-1・3
28	消防団員数	91人	100人	2-2・3、7-1

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果】

1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

<p>1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震化の推進に関するきめ細かな対策が必要である。また、外壁、天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 大規模地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの安全性を向上させる必要がある。【事業者、行政】 ○ 住宅・建築物等の火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難経路の整備、建築物の不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず、防犯上も危険であるため、所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は、早期の除却が必要である。【町民、行政】 ○ 災害予防のため、文化財及び文化施設の安全管理及び対策を行う必要がある。【町民、行政】 ○ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【行政】 ○ 多数の帰宅困難者、観光客等の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点となる公共施設、住宅等の耐震化 ○救助・救急体制の充実（交通施設の整備含む）

<p>1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設において、地震、火災の発生、それに伴う停電等の発生、情報提供の遅れ等複数条件が重なることによる利用者のパニックが発生する可能性がある。また、混雑状況が激しい場合、集団転倒などによる人的被害が発生する可能性があるため、その対策が必要である。【事業者、行政】 ○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震化の推進に関するきめ細かな対策が必要である。また、外壁、天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 建築物等すべてを短期間で耐震化することは困難であり、また、火災の発生の原因はさまざまであることから、その対応のため、装備資機材の充実、各種訓練による災害対応機関等の災害対応の能力の向上を図ることが必要である。【町民、事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点となる公共施設の耐震化 ○指定避難所の耐震化 ○災害対応機関の能力向上

<p>1-3 大規模な土砂災害、金倉川、満濃池の決壊による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域の指定等が行われているが、災害情報の迅速な伝達及び住民の避難行動の実施については、より確実にするための検討が必要である。【町民、行政】 ○ 満濃池の決壊に関して、漠然とした危機意識が町民にあるが、決壊による具体的な被害様相が明確に理解されているかは疑問があり、住民に氾濫の規模、具体的対応要領を理解させ、被災時に迅速に避難する意識を持たせさせるための方法や要領を検討する必要がある。【町民、行政】 ○ 土砂災害及び満濃池の決壊浸水ハザードマップの住民に対する周知、対応行動を徹底する必要がある。【町民、行政】 ○ 管理放棄に伴う森林・農地の保全機能の低下、豪雨発生頻度の増加等により土砂災害の発生リスクは高まっており、人的被害が発生する恐れがある。このため、地域と連携した放棄地の適切な管理や多様な森林づくりを行う必要がある。【町民、行政】 ○ 避難所を確保するため、地域と連携した施設等の管理等について検討する必要がある。【町民、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成と町民への周知の徹底（R2年度作成予定） ○今年度作成のハザードマップに満濃池決壊時の被害想定を取り込み

<p>1-4 異常気象等による広域かつ長期間の市街地の浸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な風水害に備え、県等と連携した河川整備計画に基づいた河道掘削、堤防強化、洪水調整施設の整備・機能強化等の対策をすすめるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。また、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの作成、防災情報の収集・提供要領の検討、地域水防能力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模災害の未然防止のため、それらを一層、推進する必要がある。【町民、行政】 ○ 長期的な避難生活を克服するため、家庭内、公的備蓄を含め生活の維持に必要な物資を確保するとともに、公的支援の供給要領を具体的に検討することが必要である。【町民、事業者、行政】 ○ 河川国道事務所、県等と連携して、最新のハザードマップを作成し、町民に周知・徹底する必要がある。【町民、行政】 ○ 河川堤防の優先順位に基づく嵩上げや液状化対策等、地震対策を行うとともに、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する必要がある。また、整備に当たっては、自然との共生、環境との調和に配慮する必要がある。【行政】 ○ 自然災害からの避難を確実にするため、避難場所及び避難経路の整備・確保、避難所の耐震化、沿道建築物等の耐震化など関係機関が連携して進める必要がある。【町民、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成（R2年度作成予定） ○河川整備等の実施 ○内水氾濫ハザードマップの作成検討
--

<p>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集、伝達の迅速化のため、既存のシステム等を活用した情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。 また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】 ○ 災害時に観光客等の帰宅支援を円滑に行うため、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】 ○ 災害時における情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】 ○ 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】 ○ 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報の収集・伝達業務の担い手となる職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】 ○ 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。【町民、行政】 ○ 高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信体制の整備 ○観光客等帰宅支援要領の検討 ○要配慮者に対する情報伝達、避難支援等の検討

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

<p>2-1 町内での食料・飲料水等や生命に関わる物資の供給の長期停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内輸送拠点から避難時までの輸送経路を確実に確保するため、輸送基盤（車両、拠点施設、道路啓開能力等）の災害対策を進めるとともに、国道、県道を含め町内輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者、行政】 ○ 大規模災害が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、町内の道路整備を進める必要がある。また、国、県の道路啓開計画と連携した啓開すべき町内道路の優先順位の検討、避難所への予備経路等の選定が必要である。【行政】 ○ 発災後、迅速な救命活動や物資輸送等を円滑に行うための道路啓開に向けて関係機関との連携、必要資器材の充実、情報収集・共有などの体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】 ○ 避難所の限られた狭い居住スペース、トイレの不足、保健・医療従事者の不足、テントや車中泊等により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要である。【行政】 ○ 水道企業団との密接な連携を保持した避難所での給水、避難所以外での避難者に対する応急給水点の整備を検討する必要がある。【事業者、行政】 ○ 災害時の燃料等の貯蔵・取扱いに関するガイドラインについて、関係機関へ周知を行い、災害対応拠点、避難所、病院等への燃料等の継続的な供給体制を検討する必要がある。また、普段から町内の販売店と協定を締結し、円滑な入手を図るとともに、輸送手段を確立しておく必要がある。【事業者、行政】 ○ 国、県からのプッシュ型支援の地域内輸送拠点における受領体制の確立を図るとともに、町としての物資調達・輸送体制の整備を図る必要がある。また、プル型支援への早期転換を図るため、情報収集、物資供給体制及び対応手順の検討を進める必要がある。【事業者、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各指定避難所への複数輸送路の選定 ○道路啓開の優先順位の確立と建築業者等との連携 ○物資供給先の各機関との連携（協定等の状況）
--

<p>2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防等の災害対応能力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る必要がある。加えて消防団の体制・装備、訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化を図る必要がある。また、道路啓開を行う建設業の人材確保を促す必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 町外からの応援部隊の受入れ、連携活動の調整方法等について、事前に明確にしておく必要がある。【行政】 ○ 災害対応を行う各機関相互の情報共有体制について検討するとともに、可能な限り、対応要領の標準化を図り、明確な目的の下、合同訓練を行う必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 消防署、消防団屯所等の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。【事業者、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防署、消防団屯所等の耐災害性 ○装備等の充実と合同訓練等の実施
--

<p>2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 需要側において、災害に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。特に、医療施設や福祉施設においては、災害時にエネルギー供給が長期間途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【町民、事業者】 ○ 救助・救急活動に従事する車両等へのエネルギー供給のため、優先使用に関する協定等を締結し、活動基盤を整備する必要がある。【行政】 ○ エネルギー供給のためのインフラの被災軽減・回避対策を行うとともに、早期復旧の体制を整備する必要がある。【事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院等の自家発電装置の整備 ○四国電力送配電株式会社との連携強化（情報共有体制の確立） ○石油燃料等の安定供給対策
<p>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者等への水・食料等の供給不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の帰宅困難者、観光客等の受入れに必要な一時滞在場所の確保、徒歩での帰宅を支援する体制を推進する必要がある。【事業者、行政】 ○ 帰宅困難者、観光客、町民の避難所への収容要領の検討及び避難所となる学校等の耐震性、防災機能の充実を図る必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 帰宅等のための交通インフラの早期復旧に関する関係機関との連携や対応要領等について検討を行う必要がある。【事業者、行政】 ○ 水、食料等の備蓄、支援要請、調達等について検討を行い、必要量等の予測を明確にしておく必要がある。【行政】 ○ 町職員、施設等の被災による機能の低下を回避する必要がある。【行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在場所の確保（避難所と併用する場合の滞在要領の明確化） ○備蓄、支援受け量等の明確化
<p>2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大量の負傷者等の発生は、応急処置、搬送、治療能力を上回り、本町のみでの対応は困難が予測される。このため、県の災害医療体制（主に中讃地区の対応）と接続した対応について、日頃から連携を図る必要がある。（官民の連携は当然行う）【事業者、行政】 ○ 医療活動に必要な物資を継続的に提供できる体制を検討する必要がある。【事業者、行政】 ○ 医療従事者、医療施設の生存性を低下させない施策を検討する必要がある。【事業者、行政】 ○ 社会福祉施設はその特性上、孤立することが考えられ、保健・医療支援が適切に受けられる体制を整備する必要がある。【事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設の耐震性等、健在性の向上 ○県全体の災害医療体制の中で中讃保健所管内の医療体制の理解と連携の強化 ○町内、中讃地区の交通網の早期復旧体制（道路啓開）の構築

<p>2-6 町内における疫病・感染症等の大規模発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平素から予防接種を促進する必要がある。また、家庭内、事業所等各施設における害虫駆除、消毒等が実施できる体制を構築しておく必要がある。 【事業者、行政】 ○ 季節特性に応じた家庭、避難所等における疾病予防対策を検討し、体制を確立しておく必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 医療活動の飽和を回避するため、疾病・感染症の拡大抑制に対する取組を県等と連携し、着実に推進する必要がある。【事業者、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法に基づく予防接種の確実な実施 ○災害時の家庭、避難所、事業所の生活環境、特に衛生環境の整備
--

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<p>3-1 町職員等の被災、庁舎施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 首長・幹部職員、職員の被災、不在は町業務に混乱を生じさせ、業務の機能不全が発生することとなる。これは、事後のすべての災害対応、復旧・復興に直接、影響を及ぼすため、極めて重要であり、いかなる大災害が発生した場合も町業務が機能不全に陥らない体制を維持することが必要である。【行政】 ○ 実効性あるBCPの策定及び継続的な見直し等により、業務継続体制を強化する必要がある。 【行政】 ○ 災害によっては、町庁舎での災害対応ができない場合があり、代替施設での活動に必要な資器材の整備を推進する必要がある。また、現在の町庁舎の耐震化あるいは建て替え等により、庁舎での災害対応ができる体制を整備する必要がある。(電力、情報通信機能等)【行政】 ○ 公共施設等の吊り天井等の非構造部材の耐震化の推進を図る必要がある。【事業者、行政】 ○ 電力供給が遮断された場合に、住民を受け入れる避難所や公共施設等の防災拠点において、避難生活等に必要な電力を確保する必要がある。【事業者、行政】 ○ 災害対応が長期間に及ぶ場合にも非常時優先業務を継続できるよう、BCPに基づき、庁舎の健全性、電力、情報・通信システム、代替施設、食料等の備蓄等を推進する必要がある。 【行政】 ○ 庁舎等そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶等による機能不全の可能性があり、各災害形態に応じた対策と石油製品の備蓄等を推進する必要がある。 【事業者、行政】 <p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実効性あるBCPの策定、継続的見直し ○庁舎の耐震化または建て替えの促進と代替施設への必要資機材の整備 ○電力確保施策を重視した体制整備

4 大規模自然災害発生後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報・通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達されない事態の発生
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模自然災害による電力供給網、需要側、通信システム等の被災により、災害情報の発信、受信ができない可能性があり、公共施設を中心にした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【事業者、行政】○ 電力の長期供給停止を回避する対策の確立と地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】○ 民間通信事業者の回線停止の場合も救助活動ができるように消防等の情報通信システムの耐災害性の向上を図る必要がある。【事業者、行政】○ 災害時に住民への災害情報が伝達できるよう、町と自主防災組織が連携して平素から対策を講じておく必要がある。【町民、行政】○ 災害に備えた防災ラジオの普及促進、防災行政無線システムの堅牢性の確保を更に推進する必要がある。【町民、行政】○ 観光客が多く訪れる特性から、外国人を含めた来訪者に対する情報伝達手段を構築するとともに、平素からコミュニケーションをとり得る体制を整備する必要がある。【町民、事業者、行政】
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none">○情報通信手段の多重化○防災ラジオの普及（全戸設置を追及）

5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
<ul style="list-style-type: none">○ 電力確保のため、事業者による停電後における供給体制の確立と需要側の耐災害性を強化する必要がある。【事業者、行政】○ 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の耐災害性を強化するとともに、災害後の迅速な復旧のため、関係機関が連携して、資器材の充実、情報共有体制整備等を図る必要がある。また輸送のための諸手続きについて、日頃から周知するとともに、手続きの改善等を検討する必要がある。【事業者、行政】○ 町内企業に対して、BCP策定の必要性についての普及啓発を図り、企業がBCPを策定し、早期に活動できる体制を確立する必要がある。【事業者、行政】○ 被災後は燃料供給量に限界があるため、優先供給について、事業所と平素から連携を確立しておくことが必要である。【事業者】
重要業績指標
<ul style="list-style-type: none">○輸送路の確保（道路啓開計画の作成）○企業のBCP策定の促進

5-2 産業施設の損壊、火災、爆発等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業施設の耐災害性、被害を最小化するため消防活動基盤及び水利、道路等移動路の災害対応力を強化する必要がある。【事業者、行政】 ○ 有害物質の拡散・流出等防止のため、事業者による資器材の整備及び訓練等の体制整備を促進するとともに、発生時の健康被害や環境への影響を防止する施策の検討が必要である。【事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者の各種災害対応体制の整備促進

5-3 食料等の安定供給の停滞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町全域にわたる災害を想定し、町内外での調達を含め、食料の確保、保管、供給について、関係事業者及び施設管理者との協定を含めた連携要領を検討しておくことが必要である。【事業者、行政】 ○ 災害時に食品等の流通に係る事業を継続あるいは早期に再開させるため、主に町内の大型小売店、運輸・倉庫事業者、町の連携・協力体制を拡大・定着させることが必要である。【事業者、行政】 ○ 災害時に食料等を迅速かつ的確に供給するため関係事業者等との物資搬送訓練の実施を検討する必要がある。【事業者、行政】 ○ 農業に係る生産基盤等への災害に対応するため、ため池や基盤的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進するとともに、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した、施設の保全・管理を推進する必要がある。【町民、事業者、行政】 ○ 食料等の安定供給のためには、供給元から使用者まで一貫した流れの確保が必要であり、各種事態に応じた各施設、輸送基盤等の災害対応力を強化する必要がある。【事業者、行政】
<ul style="list-style-type: none"> ○食料等供給元の確保（協定等） ○輸送基盤、施設等の耐災害性の強化

6 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災による電力供給の早期復旧を図るため、平素からの復旧資機材の準備、発電所・送電網や電力供給システムの災害対応能力の強化を図る必要がある。【事業者】 ○ ガス供給施設の耐災害性の強化を図るとともに、LPガスの住家における転倒や流出防止策等を確実に行う必要がある。【町民、事業者】 ○ エネルギー供給施設の災害に備え、自衛防災組織の充実強化と関係機関による合同訓練実施等を推進する必要がある。【事業者、行政】 ○ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー供給源の耐災害性の強化

<p>6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止等</p> <p>○ 上下水道の安定供給のため、水道事業団との連携を確保し、断水を最小期間にし得る対策を準備する必要がある。また、給水点を設けた臨時の給水要領等の準備をする必要がある。</p> <p>【事業者、行政】</p> <p>○ 上下水道の運用には電力が必要であり、非常用発電機の整備や使用燃料の継続的な確保施策を確立しておく必要がある。【事業者、行政】</p> <p>○ 上下水道の配管等の損壊を防止するため、配管の耐災害性を高めるとともに、破損時の復旧に必要な資機材、人員等の体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】</p> <p>○ 老朽化した単独浄化槽については、合併浄化槽への転換等を促進する必要がある。</p> <p>【町民、事業者、行政】</p> <p>○ 下水道施設及び管路の耐震化の推進、停電対応としての非常用電源の整備及び燃料等の継続的供給体制を整備する必要がある。【行政】</p> <p>重要業績指標</p> <p>○配管等の耐災害性の向上</p> <p>○復旧体制の整備</p>

<p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>○ 道路、鉄道等地域を支える交通ネットワークの被災は、救出・救助、生活物資の流通に大きな影響を与えるため、早期復旧が可能な体制と迂回路等、複数手段を検討しておく必要がある。</p> <p>【事業者、行政】</p> <p>○ 発災直後は周辺の状況や交通機関の被災状況によっては、利用者が避難・帰宅できない場合があり、迅速な輸送経路確保のため、関係機関が連携した情報収集、共有、提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】</p> <p>○ 物流インフラの被災に対して、関係機関相互の連携・協力の下、ハード・ソフト両面の対策について事前に十分に準備する必要がある。【事業者、行政】</p> <p>○ 国道32・319号の幹線道路の分断の態様によっては、町外からの流通が遮断される可能性があり、県道等の代替経路の選定等、事前の検討が必要である。【事業者、行政】</p> <p>○ ネットワーク維持のためには、輸送基盤を確保することが必要であり、これに対する対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】</p> <p>重要業績指標</p> <p>○関連事業者のBCPの策定</p>
--

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生
<ul style="list-style-type: none">○ 大規模地震発生後の市街地での火災は、地震被害対応と相まって、人員、資機材が限定され、対応行動が十分とは言えない状況が起こる可能性がある。このため、消防等の体制・装備資機材等の充実強化を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を推進する必要がある。 【町民、事業者、行政】○ 地震後の火災は、調理等に使用する火気、電気製品等への再通電等により発生することが多く、町民と一体となった火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。 【町民、事業者、行政】○ 町内における大規模火災のリスクの高い家屋密集地域の改善整備、公園等の避難地、建物の不燃化等についても検討する必要がある。【町民、事業者、行政】
重要業績指標 ○消防団員の継続的な勢力保持、装備等更新の促進 ○町民に対する火災予防に関する啓発
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
<ul style="list-style-type: none">○ 災害対応中の直接被害及び被害による道路等の交通麻痺により、救助・救急活動、必要資機材の到着遅延等が発生し、二次被害を発生させる可能性があり、沿線・沿道の住宅、建物等の耐災害性の向上を図る必要がある。【町民、事業者、行政】○ 救助・救急活動、物資輸送に必要な道路が交通信号機の停止等により渋滞することにより、活動を阻害して二次災害を発生させる可能性があり、この耐災害性、予備手段の検討等を行う必要がある。【行政】
重要業績指標 ○建物等の耐災害性の向上
7-3 ため池、防災施設等の損壊、機能不全による二次災害の発生
<ul style="list-style-type: none">○ 地震、台風・豪雨等によるため池の決壊は、下流域でのリスクがあり、定期的な点検等を行い、その対策を検討する必要がある。【町民、事業者、行政】○ 金倉川、土器川等は豪雨等により浸水する危険性があり、県等と連携して河川整備を計画的に実施する必要がある。【行政】○ 町役場を含め災害対応に関係する施設等がその機能を発揮できなければ、救助・救急活動の継続が困難になるとともに、避難所が不足する事態も発生し、被害を拡大させるため、県、町、町民、施設管理者が連携して、ハードとソフトを適切に組合せた対策により、これら施設等の耐災害性の向上を図る必要がある。【町民、行政】
重要業績指標 ○ハザードマップの適宜の修正と町民への周知・活用 ○ため池等の計画的点検 ○河川整備の継続

<p>7-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地や農業水利施設等については、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等により、地域資源として適切な保安全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【町民、行政】 ○ 森林については、町の森林整備計画に基づき、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策をする必要があり、この際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【町民、行政】 ○ 森林の整備に当たっては、地域に根差した植生の保全、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【町民、行政】 ○ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地等の発生等、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、ソフト・ハードの両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。【町民、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携する保安全管理の実施

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害においては、災害廃棄物が大量に発生するが、被害想定における発生量を基準に策定した町の災害廃棄物処理計画に基づき、予備の仮置き場等を検討する必要がある。【事業者、行政】 ○ 国の災害廃棄物対策指針を踏まえた町の災害廃棄物処理計画に基づいた適切な処理を行えるよう、計画の実効性向上のため、町内の人材育成、関連事業者との連携を強化する必要がある。【町民、事業者、行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画の実効性の向上 ○事業者、町民の理解促進と連携

<p>8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足による道路啓開や復旧・復興が、大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業者等との協定締結が進められているが、道路啓開や復旧・復興を担う人材等の育成に関して横断的な取組が十分とは言えない。また、建設業等における若者の減少、技能者の高齢化など担い手不足が懸念されており、担い手の確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者、行政】 ○ 町職員・施設等の被災による機能低下を防止する施策を検討する必要がある。【行政】
<p>重要業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業者等との連携強化 ○災害対応施設の耐災害性の向上

<p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時は特に地域の結束力、繋がりが重要であり、このため普段からの防災訓練、事例や災害対応要領の共有等による地域防災力の強化を図る必要がある。【町民、行政】 ○ 災害時、地域の活動を支援する役場職員の被災を最小限にするため、施設等の耐災害性の向上を図る必要がある。【行政】 ○ 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があり、琴平警察署、自治会等と連携した対応を検討する必要がある。【町民、行政】
<ul style="list-style-type: none"> ○町の災害対応拠点、琴平警察署（交番含む）等の耐災害性の向上 ○自治会（自主防災組織）が行う防災訓練等への積極的な支援の継続
<p>8-4 地盤沈下等による長期の浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から空間地理情報を整備するとともに、ハザードマップを作成・公表し、町民の災害に対する意識、対応行動力を向上させる必要がある。【町民、行政】 ○ 土器川、金倉川流域での被害権限のため、流域減災対策を推進する必要がある。【行政】 ○ 災害後の迅速な復旧・復興のためには、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要であり、継続的な地籍調査を行う必要がある。【町民、行政】
<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの作成・公表 ○地籍調査の進捗

【施策分野ごとの推進方針】

(個別施策分野)

㊦行政機能／警察・消防等、㊧住宅・都市、㊨保健医療・福祉、㊩エネルギー、
 ㊪情報通信、㊫産業、㊬交通・物流、㊭農林水産、㊮国土保全、㊯環境、㊰土地利用

(横断的分野)

㊱地域防災力の強化、㊲老朽化対策、㊳新技術対策、㊴広域連携

個別分野

1 行政機能／警察・消防（記号：㊦）

施策分野	推進方針【実施主体】
行政：施設等の耐震化の促進等	
㊦-1	発災時、応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめ、代替施設や公共施設を防災上重要建築物として指定して、耐震性の確保を図る。【行政】
㊦-2	防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備等の整備に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料の供給等について民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。 【事業者、行政】
行政：業務継続体制の確保	
㊦-3	いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い非常時優先業務を適切に実施し、また継続するため、その業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画（BCP）を策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】
行政：訓練環境の充実強化等	
㊦-4	大規模災害における救助活動能力を高めるため、救出・救助活動の主体である消防が持つ救助車等の資機材の確保など体制整備を図るとともに、消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㊦-5	計画的に職員の災害対応訓練を実施するとともに、自主防災組織または自治会が実施する防災訓練等の内容充実を図り、町民が様々な機会の訓練に参加するよう促す。【町民、事業者、行政】
行政：防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備	
㊦-6	災害においては関係機関相互の連携が重要であり、各機関においては相互応援協定等の締結など、平時から連携を強化しておくことが必要である。避難所の相互利用等を含めた自治体間の応援・協力活動を円滑に行うため、応援協定の締結など、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㊦-7	災害時に同時に被災を受けない観点から、遠隔地の自治体との協定等により、相互に応援ができる体制の整備を図る。【行政】
㊦-8	相互応援を円滑に行うため、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
行政：地域の人材の確保体制の強化	
㊦-9	応急対策全般の対応力を高めるため、平素から外部専門家の意見・支援を活用できる仕組みの構築に努めるとともに、発災後の迅速な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【町民、事業者、行政】

行政：地域の人材の確保体制の強化	
㊦-10	復旧作業の長期化や作業員不足に備え、あらかじめ民間事業者等との協定締結や道路啓開作業を行う建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時に道路啓開を行う人材など、地域における災害対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、担い手の確保を図る。【事業者、行政】
行政：その他の災害対応業務体制の強化	
㊦-11	災害の発生を防ぐことは不可能であり、災害における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、国、県など関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㊦-12	香川県防災情報共有システムによる県、他市町との情報の一元化と災害対応業務の標準化を図るとともに、必要な情報を獲得するため、町内、町外からの情報収集手段を複数確保する。【町民、事業者、行政】
消防：施設等の耐震化の促進等	
㊦-13	災害時に地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㊦-14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
消防：消防等の体制整備	
㊦-4 〈再掲〉	大規模災害における救助活動能力を高めるため、救出・救助活動の主体である消防が持つ救助車等の資機材の確保など体制整備を図るとともに、消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㊦-10 〈再掲〉	警察・消防等の円滑な救助活動が行えるよう、道路啓開作業を行う建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【行政、事業者】
㊦-15	災害時の広域応援や受援のため、緊急消防援助隊の訓練に参加して、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
㊦-16	消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【町民、事業者、行政】
㊦-17	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㊦-18	同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴を持つ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
㊦-19	女性の入団を含め若年層の消防団員を引き続き確保するなど、消防団の活性化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-20	自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請手順などを県、自衛隊と明確にしておくとともに、派遣要請に関する事項等を事前に自衛隊に連絡できる体制を整備する。【行政】
㊦-21	避難地域においては、空き巣や暴行・傷害行為等が発生する可能性があり、避難地域及び避難所等における防犯や安全確保の体制整備を図る。【行政】

2 住宅・都市（記号：㊦）

施策分野	推進方針【実施主体】
公共施設等の耐震性の確保	
㊦-1 〈再掲〉	発災時、応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめ、代替施設や公共施設を防災上重要建築物として指定して、耐震性の確保を図る。【行政】

㊦-1	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設については、避難所等としての使用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化を図る。なお、学校施設においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者、行政】
㊦-2	多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者、行政】
㊦-3	住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【町民、事業者、行政】
㊦-4	文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。【町民、行政】
不特定多数の利用者が利用する施設等における対応	
㊦-5	学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者、行政】
避難等の体制の整備	
㊦-6	地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難準備、避難勧告、指示等を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】
㊦-7	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-8	住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、避難路は、耐震性、十分な幅員、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強・補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【行政】
㊦-9	災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】
市街地等における火災対策	
㊦-10	各家庭に消火器、消火用バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民、事業者、行政】
㊦-11	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【町民、事業者、行政】
㊦-12	市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【町民、行政】

㊦-13	街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
㊦-14	老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【町民、行政】
雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備	
㊦-15	地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制等を行い、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【行政】
㊦-16	災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-17	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者、行政】
㊦-18	下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るためストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
㊦-19	発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備等の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧資機材の確保を図る。【事業者】
㊦-20	発災時においてもガスの供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平常時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】
食料・飲料水等の調達等の確保体制	
㊦-21	防災の基本である「自らの身は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分(望ましくは1週間分)の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民、事業者、行政】
㊦-22	食料(食物アレルギーへの対応を含む)や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者、行政】
㊦-23	食料や飲料水について、確保(備蓄)目標を設定し、あらかじめ備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者、行政】
帰宅困難者、観光客等対策	
㊦-24	「災害発生時にはむやみに行動はしない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認などについて、必要な啓発を行う。【町民、事業者、行政】
㊦-25	事業所等に対し、一斉帰宅による混乱防止のため、従業員、顧客及び観光客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う。【事業者、行政】
㊦-26	避難所に帰宅困難者等が来訪した場合の対応を定めるなど避難所の運営体制の整備に努める。また、多数の観光客が帰宅困難になった場合にホテル等宿泊施設への避難等についても検討する。【事業者、行政】
㊦-27	災害時の徒歩帰宅者に対する食料や飲料水の支援を行うため、協定事業者に対して、必要物資の提供を求める。【事業者、行政】

㊦-28	公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅のために必要な情報を、インターネット、報道機関等による広報などにより、迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㊦-29	災害時に観光客等の帰宅支援を円滑に行うため、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
自主防災組織の活動体制の強化	
㊦-11 (再掲)	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 【町民、事業者、行政】
㊦-30	地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㊦-31	自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。 【町民、事業者、行政】

3 保険医療・福祉（記号：㊦）

医療救護体制の強化	
㊦-1	町内、中讃地区の協力を得た地域の医療体制を構築するとともに、他地域から円滑な医療協力を受けるため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等について、平時から調整・整備を行う。【事業者、行政】
㊦-2	多数の避難者に備え、避難所やトイレ、簡易ベットなどの資機材等の確保を図るとともに、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者、行政】
㊦-3	災害派遣医療チーム（DMAT）及び医薬品や医療資機材を円滑に受け入れるため、緊急輸送道路の道路施設の耐震補強、障害物の除去などの道路啓開を行うための人員、応急復旧資機材の確保など、災害時における医師、医薬品、医療資機材等の輸送・供給体制を構築する。【事業者、行政】
㊦-4	日本医師会災害医療チーム（JMAT）等が避難所、救護所等で円滑に医療・保健衛生活動ができるよう、必要な体制整備を構築する。【事業者、行政】
町内病院の施設・設備の充実	
㊦-5	病院等の施設・設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㊦-6	病院等に対する耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じ、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】
社会福祉施設における体制整備	
㊦-7	社会福祉施設等と日頃から密接に連携を行い、災害時の被災者の救出や受入れの調整が迅速に行える体制整備に努める。【事業者、行政】
㊦-8	社会福祉施設等において、災害時における県、町、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用発電機等の整備に努める。【町民、事業者、行政】
感染症の発生・まん延における対策	
㊦-9	感染症の発生・まん延を防ぐため、迅速かつ的確に情報収集を行うとともに、中讃保健所と連携し、必要に応じ臨時の予防接種を行う体制及び早期治療のための医療供給体制を整備する。 町内、中讃管内で対応が困難な場合に備え、県あるいは他県等への協力、支援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】

4 エネルギー（記号：㊦）

再生可能エネルギーの導入促進	
㊦-1	家庭、事業所で長期間の電気供給停止時にも電気を確保するため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」などにより、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。 【町民、事業者、行政】
災害に備えた燃料等の確保体制の整備	
㊦-2 〈再掲〉	防災拠点施設等において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備整備に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、非常用電源の運転に必要な燃料の供給等について事業者と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者、行政】
㊦-2	町内の関係機関・団体と連携し、道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者、行政】
㊦-5 〈再掲〉	病院等の施設・設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㊦-8 〈再掲〉	社会福祉施設等において、非常用発電機等の整備に努める。【事業者、行政】
㊦-3	大規模災害時、災害対応従事車両等に優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
㊦-4	災害時、事業者等がガイドラインに沿って円滑に燃料等の仮貯蔵・取扱ができるよう、消防関係機関に周知を行う。【事業者、行政】

5 情報通信（記号：㊦）

行政における情報伝達体制の整備	
㊦-1	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報の収集・伝達業務の担い手となる職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
㊦-2	情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
㊦-3	災害情報の収集、伝達の迅速化のため、既存のシステム等を活用した情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。 また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】
㊦-4	町内に居住あるいは観光等で来町する外国人に対する防災情報の提供のため、ハザードマップなどを通じた取組を実施するとともに、平時から地域での外国人とのコミュニケーション支援などにも取り組む。【町民、行政】
事業者を含む情報伝達体制の整備	
㊦-5	災害時の通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資機材の確保を図る等、応急復旧体制を整備する。【事業者、行政】
㊦-6	災害時における情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】

6 産業（記号：㊦）

業務継続体制の確保	
㊦-1	商工会在中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援を行うとともに、BCP策定のセミナー等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者、行政】
㊦-2	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐震化など輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】

7 交通・物流（記号：㊧）

物資の供給・輸送体制の強化	
㊧-10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㊦-2 〈再掲〉	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐震化等、輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】
㊦-1	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
㊦-2	物資の緊急輸送が円滑に実施できるよう、あらかじめ輸送業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練など緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
㊦-3	避難所へのプッシュ型での物資供給には各避難所の物資需要の情報が、プル型での物資供給には被災者のニーズの的確な把握に基づく適切な種類、量と品質の情報が必要であり、物資の供給を円滑に行うため、情報収集体制、県等への支援物資の要請のための連絡、通報体制を含めた体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
道路ネットワークの強化	
㊦-4	物資の緊急輸送体制、救急・救命、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
㊦-5	災害時に輸送ルートのうち回路として利用可能な農道や林道等の情報を代替路の確保の観点から、関係者間で緊密に共有を図る。【事業者、行政】
道路施設の防災対策	
㊦-6	耐震点検等に基づき、落橋、変形等の被害が予測される道路施設のうち、緊急度の高い施設から耐震補強工事等を計画する。また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㊦-7	道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要道路の代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】
㊦-8	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険個所については防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
㊦-9	道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者、行政】

8 農林水産（記号：㊦）

ため池の防災対策	
㊦-1	満濃池の決壊は本町に甚大な被害を与えるため、発災時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民への周知徹底を更に行い、町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
㊦-2	地震等によるため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に耐震診断や必要な整備を行い、地域の安全性の確保を図るとともに、農業用水を確保する。【事業者、行政】
㊦-3	豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
農業施設の整備や地域資源の保安全管理	
㊦-4	農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【町民、事業者、行政】
㊦-5	防災・減災力の強化を含めた農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行うとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-6	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
森林整備・保全対策	
㊦-7	森林整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民、行政】
㊦-8	森林が有する多面的機能を生かすため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【町民、行政】
㊦-9	県などの関係団体との情報交換により、山地災害の恐れのある個所の間伐等の森林整備と治山ダム工事等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
㊦-10	鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。【町民、行政】

9 県土保全（記号：㊦）

河川の整備	
㊦-1	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
㊦-2	浸水等河川流域の災害による被害軽減を図るため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
㊦-3	堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】
洪水等からの円滑な避難を確保するための対策	
㊦-4	洪水・内水から円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【町民、行政】
㊦-5	浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定め、住民に周知する。【町民、行政】

①-6	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに水防活動の担い手を確保し消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】
土砂災害や山地災害への対応	
①-7	地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべりなど山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
①-8	土石流等、山地災害の危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】
①-9	土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民、行政】
①-10	土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【町民、行政】
①-11	急傾斜地崩壊危険箇所について、町が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘察し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩落防止工事の要望を県へ行くとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
①-12	地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
①-13	山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】

10 環境（記号：①）

廃棄物処理対策	
①-1	災害廃棄物の処理に当たっては、県災害廃棄物連絡協議会等において、県等と情報を共有するとともに、町災害処理計画を被災の状況に応じて具体化して早期に処理に着手する。なお、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者、行政】
①-2	処理計画の実効性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等を実施して人材の育成を図る。【事業者、行政】
①-3	処理施設の耐震化による安全性の確保や応急復旧体制の構築、休耕地を含む仮置き場及び処分場の追加選定、広域応援体制の整備、広域処理を行う地域単位での連携等、災害処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者、行政】
有害物質の漏洩による環境汚染等の対応	
①-4	有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者、行政】
浄化槽に係る転換促進	
①-5	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

11 土地利用（記号：㊦）

㊦-1	災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元力のある地籍図等を整理しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【町民、行政】
㊦-2	大規模火災のリスクが高い地震時等に、著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【町民、行政】
㊦-3	長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して、都市の防災機能の強化を図る。【町民、行政】

横断的分野

1 地域防災力の強化（記号：①）

①-1	地域住民に対する防災意識の普及啓発、学校における防災教育の推進、県等が主催する防災・危機管理に関するリーダー育成研修などを通じた人材育成等により、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-19 〈再掲〉	女性の入団を含め、若年層の消防団員を引き続き確保するなど、消防団の活性化を図る。【行政】
㊦-7 〈再掲〉	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。 【町民、事業者、行政】
㊦-10 〈再掲〉	各家庭に消火器、消火用バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民、事業者、行政】
㊦-11 〈再掲〉	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 【町民、事業者、行政】
㊦-30 〈再掲〉	地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【町民】
㊦-31 〈再掲〉	自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。 【町民、事業者、行政】
㊦-5 〈再掲〉	防災・減災力の強化を含めた農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行うとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
①-9 〈再掲〉	土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険個所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民、行政】

2 老朽化対策（記号：㊦）

㊦-17 〈再掲〉	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者、行政】
㊦-18 〈再掲〉	持続可能な下水道事業の実施を図るためストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
㊦-7 〈再掲〉	道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】
㊦-2 〈再掲〉	地震等により、ため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池等の整備を行い、地域の安全性と農業用水を確保する。【事業者、行政】
㊦-6 〈再掲〉	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
①-1 〈再掲〉	堰、水門等防災上重要な施設については発災時に大きな被害が出ないように、長寿命化計画の策定等に努める。【行政】

①-5 〈再掲〉	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】
-------------	---------------------------------

3 新技術対策（記号：㊦）

㊦-1	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】
-----	--

4 広域連携（記号：㊧）

㊧-6 〈再掲〉	災害対応のため、関係機関において、相互応援協定等の締結など、平時から連携を強化しておくとともに、自治体間の応援・協力活動を円滑に行うための応援協定の締結など、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㊧-7 〈再掲〉	災害時に同時に被災を受けない観点から、遠隔地の自治体との協定等により、相互に応援ができる体制の整備を図る。【行政】
㊧-8 〈再掲〉	相互応援を円滑に行うため、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㊧-17 〈再掲〉	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㊧-20 〈再掲〉	自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請手順などを県、自衛隊と明確にしておくとともに、派遣要請に関する事項等を事前に自衛隊に連絡できる体制を整備する。【行政】
㊧-17 〈再掲〉	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者、行政】
㊧-1 〈再掲〉	町内、中讃地区の医療関係機関等の協力を得て医療体制を構築するとともに、他地域から円滑な医療協力を受けるため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等について、平時から調整・整備を行う。【事業者、行政】
㊧-9 〈再掲〉	感染症の発生・まん延を防ぐため、町内、中讃管内で対応が困難な場合に備え、県あるいは他県等への協力、支援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】